同和問題に関する人権施策

【現状と課題】

同和問題は、憲法が保障している基本的人権の侵害に関わる重大な課題です。

昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申に基づき、昭和 44(1969)年から特別措置法を根拠とした同和対策事業が始まりました。これにより同和地区の生活環境をはじめさまざまな格差が是正されてきました。

そして平成 14(2002)年 3 月に 33 年間続いた特別措置法が終了しました。しかし、法がなくなっても部落差別がなくなったわけではありません。

本市では、憲法に基づく基本的人権の保障、そして同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもと、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け、「米子市同和対策 5 か年総合計画」を策定して諸施策を推進してきました。その結果、同和地区の生活環境をはじめさまざまな格差が是正され、一定の成果が認められます。

しかしながら、定期的に実施している同和地区実態調査や人権・同和問題市民意識調査の結果では、就労、教育、啓発などの分野で今なお解決すべき課題が残されていることが明らかとなっています。

同和地区住民の就労は第 2 次産業に偏った状況が見られ、特に建設業従事の割合が高いという特徴があります。また、雇用形態も臨時雇や日雇など不安定な就労状況の人が多くなっており、収入状況も市民全体の収入状況と比べると依然として較差が残っています。

同和地区住民の最終学歴は高等学校以上が着実に増加しており、奨学金制度や地区進出学習会など様々な施策の成果が表われています。今後も更なる較差の解消に向けて、子どもたちの学力・進路保障や社会的立場の自覚を深める取り組みを進める必要があります。

啓発の分野では、長年にわたる学校教育の積み重ねや小地域懇談会を中心とした地域での啓発活動などによって、市民意識は着実に変化してきました。

平成 14 年度に実施した市民意識調査の結果では、身内と同和地区関係者との結婚について、「本人の意思を尊重し、結婚を祝福する」と回答した市民が 20 年来の調査で初めて半数を超えました。このことは、今までの教育・啓発の成果として評価できます。しかし、半数近くの市民がこだわりや反対の意思を持っていることや、結婚時の身元調査を肯定する市民も半数を超えていることも重く受け止めなければなりません。

また、結婚、恋愛、就職、学校、職場、地域など様々な場面での被差別体験が今もなお存在しており、同和地区関係者を攻撃する差別落書きやインターネットの書き込みなど差別事象の発生もあとを絶ちません。

こうした課題の解決をめざして、引き続き必要な施策を積極的に推進していくことが重要です。

【基本方針】

〇差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進します

市民一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進します。

〇同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策を推進します

同和地区の生活実態や同和問題に関する市民意識の把握に努めながら、同和地区関係者をとりまく様々な課題の解決に向けた施策を推進します。

【推進プラン】

〇人権教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、米子市人権・同和教育推進協議会、米子市同和問題企業連絡会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、小地域懇談会や各種講座、講演会、広報紙、企業内研修など、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進します。

〇同和対策事業の推進

収入の状況や就労、就学の状況から生じている様々な課題の解決に向け、必要な施策を推進します。

隣保館・地区会館は、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに即した事業の充実を図ります。

〇同和保育の推進

米子市同和保育基本方針及び米子市同和保育実施要綱に基づき、同和保育の推進に努めます。

〇相談活動の推進

同和問題に関する市民からの様々な相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、同和地区生活相談員や隣保館職員をはじめとする人権政策課職員による相談活動を推進します。

〇差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行ないます。

＊同和地区住民：市内の同和地区に居住する住民

＊同和地区関係者：同和地区住民と市内に居住する同和地区出身の方々を含めた総称